

令和4年1月31日  
海事局船員政策課

2022年4月スタート

船員の  
働き方改革**「船員モデル就業規則」を作成しました！**  
～就業規則の作成・見直しにご活用ください～

職場でのルールを定め、労使双方がそれを守ることで船員が安心して働くことができ、労使間の無用のトラブルを防ぐことができるため、就業規則の役割は重要です。

国土交通省では、「船員の働き方改革」の一環として、船舶所有者による就業規則の作成・見直しに役立つよう、「船員モデル就業規則」を作成しました。

**1. 背景・経緯**

令和2年9月に交通政策審議会海事分科会船員部会においてとりまとめられた「船員の働き方改革の実現に向けて」において、「適切に就業規則を整備することは、労務トラブルの未然防止にもつながることから、…陸上労働者の取組みを参考にしたモデル就業規則を作成の上、浸透させる…ことも検討されるべき」との提言がなされました。これを踏まえ、国土交通省では、今般、「船員モデル就業規則」を作成しました。

**2. 概要**

次の事項の規程例を示しています（詳しくは別紙をご参照ください）。

- ・ 就業規則に必ず記載が必要な事項  
（労働時間、休日及び休暇、定員、給料その他の報酬 等）
- ・ 各船舶所有者でルールを定める場合には、就業規則に記載が必要な事項  
（雇止・解雇、服務規律、退職金 等）

★就業規則作成が義務となる常時10人以上の船員を使用する船舶所有者のみならず、常時10人未満の船員を使用する船舶所有者においても、就業規則等の社内規程の整備に活用して頂きたいと考えています。

★「船員モデル就業規則」及びその解説文書は、国土交通省「船員の働き方改革」特設ウェブページに掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000026.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html)

**【問い合わせ先】**

海事局船員政策課 青木、平野

（代表）03-5253-8111（内線45-159、45-146）

（直通）03-5253-8652（FAX）03-5253-1643

船舶所有者の皆さんへ

# 就業規則、作ってますか？ 見直してありますか？

～「船員モデル就業規則」をご活用ください～

2022年4月スタート

船員の  
働き方改革

## ◎ 就業規則とは？

- ✓ 船員の賃金や労働時間などの労働条件、船内の規律などを定めた職場の規則
- ✓ 常時10人以上の船員を使用する船舶所有者は、作成・国への届出が必要（義務）

## ◎ 就業規則を適切に定めないと、トラブルを招くおそれが！！

例えば…

### 事例1

トラブルを起こした  
船員に解雇を通告したが  
就業規則中の解雇事由の規定に  
該当するものがなく  
「不当解雇」だと訴えられた…

### 事例2

船員から別の船員との  
給与の差を指摘されたが  
社内のルールを定めていなかったため  
十分な説明ができず  
不満に思った船員が退職…



船舶所有者と船員とのトラブルを防止し、  
船員が安心して働ける職場をつくるためには、  
労働条件などの基準をはっきり定めておくことが重要。  
その上で、船員に周知し、労使双方が社内ルールを理解・遵守！

職場の規律維持

労使トラブルの防止

船員の  
モチベーションアップ

既に就業規則を  
定めている事業者 ⇒ バージョンアップ

まだ定めていない事業者 ⇒ 新規作成

**「船員モデル就業規則」も活用し、就業規則の整備を！**

◎ 「船員モデル就業規則」のダウンロードはこちらから

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000026.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html)

## 「船員モデル就業規則」とは？

- ✓ 関係法令・制度等の最新の内容に対応。
- ✓ 以下の事項について、規程例を提示。

①必ず記載が必要な事項（赤字）

②各船舶所有者でルールを定める場合には記載が必要な事項（青字）

③その他の事項

### 目次

第1章	総則
第2章	採用、異動・雇入契約等
第3章	雇止・送還、解雇及び定年
第4章	服務規律
第5章	基準労働期間、労働時間、 休憩時間、休日及び有給休暇
第6章	特別な休暇等
第7章	定員
第8章	給料その他の報酬
第9章	旅費及び航海日当

第10章	食料
第11章	安全衛生及び災害補償
第12章	退職金
第13章	被服及び日用品
第14章	陸上における宿泊、休養、 医療及び慰安の施設
第15章	教育
第16章	賞罰
第17章	船内苦情処理
第18章	公益通報者保護
第19章	副業・兼業

※「船員モデル就業規則」の解説文書も国土交通省「船員の働き方改革」特設ウェブページで掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000026.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html)

## 船員モデル就業規則活用時の注意点

- ✓ 船員モデル就業規則は、あくまで規程「例」

…就業規則の内容は、自社の実態を踏まえたものとする必要があります。  
作成の際は、労働時間、給料などの内容を十分検討するようにしてください。

- ✓ 船員モデル就業規則は「一般的な船員」への適用を想定

…特別な乗船形態等の船員を雇用している場合は、船員モデル就業規則の各条項の適用の可否を必ず検討してください。

～ 就業規則は、**掲示又は備置きにより船員に周知**することで効力が発生します～

◎ 「船員の働き方改革」推進中！ 特設ウェブページはこちら

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk4\\_000026.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000026.html)



国土交通省

※ご不明な点、手続きなど詳細につきましては  
最寄りの地方運輸局等の船員労働環境担当課に  
お問い合わせください

